（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部改正）

第四条　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三十二条の規定による立入検査等及び報告に関する省令（平成十六年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ニ中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改める。

別記様式の表面中「独立行政法人水産総合研究センター理事長」を「国立研究開発法人水産総合研究センター理事長」に改め、同様式の裏面中「独立行政法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産総合研究センター」に改める。

（森林組合法施行規則の一部改正）

第五条　森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号を次のように改める。

一　国立研究開発法人森林総合研究所

（独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令の一部改正）

第六条　独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令（平成二十年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令

第一条中「独立行政法人森林総合研究所法（」を「国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。」に、「独立行政法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林総合研究所（」に改める。

第二条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

第三条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第四条第一項中「及び独立行政法人森林総合研究所」を「及び国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改め、同条第二項中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第五条中「及び独立行政法人森林総合研究所」を「及び国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第六条中「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第七条及び第八条中「及び独立行政法人森林総合研究所」を「及び国立研究開発法人森林総合研究所」に、「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第九条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に、「独立行政法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林総合研究所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十九号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十五条の十第一項及び第三項第七号、第三十五条の十一第二項から第四項まで、第三十八条第二項並びに第三十九条第一項の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十三年農林水産省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条第一項」を「第三十五条の十第一項」に改める。

第五条及び第六条を削る。

第四条の見出し中「中期計画」を「事業計画」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の十第三項第七号」に改め、同条に次の一号を加える。

四　その他センターの業務の運営に関し必要な事項

第四条を第六条とする。

第三条の見出し中「中期計画」を「事業計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の十第一項」に、「中期計画の認可」を「事業計画の認可」に、「中期計画を」を「事業計画を」に、「中期計画の最初の事業年度開始」を「事業年度開始の日の」に改め、「（センターの最初の事業年度の属する中期計画については、センターの成立後遅滞なく）」を削り、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の十第一項後段」に、「中期計画」を「事業計画」に改め、同条を第五条とする。

第二条第一号中「独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条を第四条とする。

第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　センターに係る通則法第十九条第四項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　センターの役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、センターの他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　センターの業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうかについての意見

三　センターの役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　センターの役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　センターに係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号。以下「センター法」という。）の規定に基づき農林水産大臣に提出する書類とする。